

保険医療機関の管理者 様

(介護保険法に基づく医療みなし指定事業所の管理者 様)

西宮市法人指導課長

令和6年度介護報酬改定に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

平素は、本市の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法の規定により、病院等は健康保険法第63条第3項第1号の規定による保険医療機関の指定を受けた際に、介護保険法に基づく居宅サービス事業所等の指定を受けたものと見なされま
す。(下表ご参照)

医療みなし指定となる居宅サービス等	
・訪問看護	・介護予防訪問看護
・居宅療養管理指導	・介護予防居宅療養管理指導
・短期入所療養介護	・介護予防短期入所療養介護
・訪問リハビリテーション	・介護予防訪問リハビリテーション
・通所リハビリテーション	・介護予防通所リハビリテーション

この度、令和6年度介護報酬改定にあたり、居宅サービス事業所等は「高齢者虐待防止措置」、「業務継続計画の策定」の基準を満たしていることの届出がない場合は、自動的に介護報酬上の減算が適用されることとなりました。(※)

つきましては、本市では以下のとおり取り扱うこととします。

①令和6年5月31日時点で医療みなしの指定がある事業所

⇒届出がない場合、「高齢者虐待防止措置実施の有無」について、『基準型』とみなすことと
します。

(通所リハビリテーション事業所については「業務継続計画策定の有無」についても、届出がない
場合は『基準型』とみなすこととします)

②令和6年6月1日以降に医療みなしの指定を受ける事業所

⇒届出がない場合、「高齢者虐待防止措置実施の有無」について、『減算型』とみなされます。

(通所リハビリテーション事業所については「業務継続計画策定の有無」についても、届出がない
場合は『減算型』とみなされます)

※次ページに続きます

サービスを提供予定である場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等により「高齢者虐待防止措置の有無」、「業務継続計画の策定の有無」の状況、その他必要な加算等について事前に届出をいただきますようお願いいたします。

(様式や届出についての詳細は、下記の市ホームページを参照いただくようお願いいたします。)

○西宮市ホームページ

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/kaigokyufuhi.html>

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導は、経過措置により令和9年3月31日までは届出不要です。

※訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションは、業務継続計画策定の有無の届出は、経過措置により令和7年3月31日までは届出不要ですが、高齢者虐待防止措置実施の有無の届出が必要です。

【連絡先】 〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号

西宮市役所法人指導課

Tel : (0798) 35-3152

Mail : hojin@nishi.or.jp